

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	船舶共通通信システム等の普及促進に向けた関係規定の整備						
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課	電話番号: 03-5253-5901	e-mail: maritime@ml.soumu.go.jp				
評価実施時期	平成26年3月4日						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 平成21年、小型船舶が任意で設置する船舶共通通信システム(以下「国際VHF」という。)及び簡易型船舶自動識別装置(以下「簡易型AIS」という。)の導入ための制度整備を行い、その普及・促進に努めているところであるが、その普及状況は十分といえない状況にある。しかしながら、制度整備後も毎年多くの海難事故が発生し、特に大型船舶と小型船舶との衝突事故では多くの尊い命が犠牲となっているため、小型船舶への国際VHFや簡易型AISの早期設置が望まれているところであり、総務省として電波監理上支障がない範囲で支援可能な措置を行うもの。</p> <p>【内容】 ① 免許手続の簡素化 無線航行移動局に国際VHFや簡易型AIS(いずれも電波法第4条第2号の適合表示無線設備)を追加する場合、無線局の種類が船舶局となることから、無線航行移動局を廃止し、船舶局を開設する手続が必要となるが、廃止する無線航行移動局のレーダーを継続使用する場合であって、新たに適合表示無線設備の機器を追加して船舶局を開設する場合は、簡易な免許手続を行えるよう措置するもの。 ② 定期検査の不要化 定期検査を行わない船舶局の無線設備に簡易型AISを追加することにより、免許人又は設置を希望する船主等の経済的負担を軽減するもの。</p> <p>【必要性】 国際VHFや簡易型AISは、船舶の安全な航行や衝突の未然防止に有用な無線システムであり、多くの船舶が設置できるよう支援することが必要である。このため、免許人や船主等がこれらを容易に設置できるよう、規制を見直すものである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">法令の名称・関連条項とその内容</td> <td>①免許手続の簡素化 昭和36年郵政省告示第199号(無線局免許手続規則の規定により簡易な免許手続を行うことのできる無線局を定める件)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②定期検査の不要化 電波法施行規則第41条の2の6第8号</td> </tr> </table>			法令の名称・関連条項とその内容	①免許手続の簡素化 昭和36年郵政省告示第199号(無線局免許手続規則の規定により簡易な免許手続を行うことのできる無線局を定める件)		②定期検査の不要化 電波法施行規則第41条の2の6第8号
法令の名称・関連条項とその内容	①免許手続の簡素化 昭和36年郵政省告示第199号(無線局免許手続規則の規定により簡易な免許手続を行うことのできる無線局を定める件)						
	②定期検査の不要化 電波法施行規則第41条の2の6第8号						
想定される代替案	本制度改正は、国際VHF及び簡易型AISの普及促進のため、電波監理上支障がない範囲で規制を緩和することとして検討したものであり、現時点では他の代替案等はない。						
規制の費用	費用の要素						
(遵守費用)	免許手続の簡素化により、落成後の検査(新設検査)が不要となるため、申請者にとっては、申請から免許までの期間が短縮されるとともに落成後の検査手数料の負担がなくなるのみである。また、定期検査の不要化により、今回追加する簡易型AIS無線設備を含む、該当無線設備のみを設置する船舶局については、定期検査を行わないこととなり、定期検査手数料の負担がなくなるのみである。したがって、新たな金銭的負担及び事務的負担は発生しない。						
(行政費用)	免許手続の簡素化及び定期検査の不要化により、新たな行政事務は発生しないため、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。						
(その他の社会的費用)	特段想定されるものはない。						
規制の便益	便益の要素						
	①免許手続の簡素化 既設のレーダーを継続使用する限り、簡易な免許手続(落成後の検査(新設検査)が不要。)により、船舶局を開設することが可能となり、免許人の経済的負担が軽減され、国際VHFや簡易型AISの迅速な導入が期待される。 ②定期検査の不要化 船舶局のうち、無線設備が国際VHF(空中線電力5W以下の携帯して使用するための無線設備)、簡易型AIS、レーダー(適合表示無線設備であって、空中線電力5kW未満のもの)のみ場合について、定期検査を不要とすることにより、免許人の経済的負担が軽減される。						
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本制度改正は、上記のとおり、特段の金銭的負担及び事務的負担を発生させることなく、免許人又は申請者が容易に国際VHFや簡易型AISを設置できるよう措置するものであることから、適切なものである。						
有識者の見解その他関連事項	海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」の報告書(平成21年1月)の内容を反映したものである。						
レビューを行う時期又は条件	関係規定の整備後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする						
備考							